

令和5年第4回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年4月4日（火）午後3時00分から午後4時30分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、中村 茂、若尾 英夫、可児 博恭、玉木 武義、 奥村 武司、伊藤 卓、奥村 富雄、栗本 京治、樋口 孝男、中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、佐橋 和弘、勝野 仁司、奥村 廣二、飯田 繁好、鈴木 好則、 奥村 松市、奥村 榮造、三宅 静喜
欠席委員	小林 司朗、奥村 久光
事務局	局長 渡辺勝彦、課長 後藤道広、係長 山口嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	<p>第15号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について</p> <p>第16号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第17号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第18号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について</p> <p>第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について</p>
議長	<p>皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。</p> <p>令和5年第4回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は、4番、小林司朗委員、5番、奥村久光委員から欠席届が提出されておりますので、12名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員の出席は、9名です。</p> <p>これより令和5年第4回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>【異議なしの声多数】</p> <p>それでは、6番若尾英夫委員、7番可児博恭委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>続きまして、日程第2、議案第15号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第2、議案第15号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。</p>

今月の申請は、売買による所有権移転1件です。
受付番号1番は、下恵土の方と下恵土の方との間における売買による所有権移転です。
下恵土地内において、譲受人は申請地を取得して営農の効率化を図るとのことです。
詳細については、資料のとおりです。
本案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、
権利の移動・設定は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。
受付番号1番、下恵土をお願いします。

中村委員 農業委員3番の中村から現地確認の報告をします。
下恵土宮瀬地内にある巾が4mで東西に長い帯状の畑です。譲受人は、隣接する畑を耕
作されており申請地を取得して営農の効率化を図ることができ、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま
せんか。

委員 【意見・質問なし】
議長 意見もないようですのでお諮りいたします。
議案第15号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】
議長 異議ないものと認め、議案第15号は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、日程第3、議案第16号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可
申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号3番の案件が、日程第4、議案第17号、農地法第5条第1項の規定に
よる農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番
号13番と関連しておりますので、併せて審議いたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第16号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について
説明します。

今月の申請は、4件です。

受付番号1番は、川合の方が農地転用の許可を求めるもので、川合地内で、共同住宅1
棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

開発協議が必要な案件で、まちづくり条例による協議が申請済みです。

受付番号2番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で、隣接地を一
体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、昭和 53 年以前から、住宅用敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 3 番は、名古屋市東区の方が農地転用の許可を求めるもので、石森地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

平成 15 年 4 月頃から貸駐車場敷地として利用していたため、始末書が提出されています。

5 条受付番号 13 番と同時申請となります。

5 条受付番号 13 番は、石森の方と名古屋市東区の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、石森地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

平成 15 年 4 月頃から貸駐車場敷地として利用していたためと、許可前に事業に着手されていたため、始末書が提出されています。

受付番号 4 番は、広見の方が農地転用の許可を求めるもので、広見五丁目地内で、共同住宅 1 棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

本案件は、登記地目は雑種地ですが、現況は農地として利用しているため申請書が提出されています。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、川合お願いします。

大 澤 委 員 農業委員 2 番の大澤から現地確認の報告をします。

受付番号 1 番は、川合地内の周辺が宅地化している所にある農地で、共同住宅を建築する申請です。土地改良区の同意もあり、隣接地に農地はありませんので、問題ないと思います。

議 長 受付番号 2 番、土田お願いします。

佐 橋 委 員 推進委員 2 番の佐橋から現地確認の報告をします。

受付番号 2 番は、土田の住宅が多い地区内にある農地で、相続により取得し、以前にも住宅敷地にしたいとの話がありましたが、病気をされ断念されていましたが、今回住宅建築として申請されました。水道、下水道ともに整備されており、雨水は道路側溝で、問題

ないと思います。

議 長 受付番号 3 番及び 5 条、受付番号 13 番石森お願いします。

栗 本 委 員 農業委員 12 番の栗本から現地確認の報告をします。

受付番号 3 番及び 5 条受付番号 13 番は、石森地内の農地で、一般個人住宅を建築する申請です。土地改良エリアの末端水路が隣接していますが、雨水排水は道路側溝への排水で、周囲はコンクリートブロックを設置されますので、問題ないと思います。

議 長 受付番号 4 番、広見お願いします。

樋 口 委 員 農業委員 13 番の樋口から現地確認の報告をします。

受付番号 4 番は、広見山岸の区画整理が実施されたエリア内の農地で、道路側溝、上下水道とも整備されております。共同住宅 1 棟を建築される申請ですが、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質疑なし】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第 16 号及び議案第 17 号受付番号 13 番について、それぞれ原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 16 号及び議案第 17 号受付番号 13 番について、それぞれ原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 4、議案第 17 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号 1 番から 12 番及び 15 番、16 番を議題といたします。

なお、受付番号 14 番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第 4、議案第 17 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転 11 件、使用貸借権の設定 3 件、使用貸借権の設定と売買による所有権移転 1 件の合計 15 件です。

受付番号 1 番は、今渡の方外 2 名と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号 2 番は、今渡の方と今渡の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリートブロックにより防ぐとのことです。

許可前に工事に着手していたため、始末書が提出されています。

受付番号3番は、愛知県春日井市の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合北三丁目地内で、3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号4番は、下恵土の方と愛知県犬山市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

昭和47年頃から、住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号5番は、兼山の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地と一体利用して一般個人住宅、駐車場、庭を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地は5条同時申請地です。

受付番号6番は、兼山の方と多治見市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して自宅への進入路敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地は5条同時申請地です。

本案件は、平成5年10月頃から、自宅進入路として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号7番は、土田の方と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して、1区画に宅地分譲するとのことです。

す。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置することです。

受付番号8番は、矢戸の方と名古屋市中村区の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、妻の父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

平成27年4月頃から、敷地の一部を貸駐車場として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号9番は、矢戸の方と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、2棟の分譲住宅を建築することです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号10番は、下切の方外1名と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下切地内で、2棟の分譲住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置することです。

受付番号11番は、羽崎の方と愛知県長久手市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、羽崎地内で、祖父の所有地に使用貸借権を設定して、農家住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

令和4年8月8日付けで農振除外されています。

受付番号12番は、広見の方と川合の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、平貝戸地内で、建築条件付きで6区画に宅地分譲することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、都市計画法の申請が提出されています。

令和5年2月27日付けで農振除外されています。

受付番号13番は、審議済みです。

受付番号14番は、書類不備のため審議先送りとなります。

受付番号15番は、土田の方外1名と下恵土の方が、使用貸借権の設定と売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

許可前に着手したため、始末書が提出されています。

接続する愛知用水管理道路が、建築基準法第43条に適合していることが確認されたのち、転用許可します。

受付番号16番は、塩の方と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、隣接地を一体利用して、建築条件付きで4区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、都市計画法の事前協議中です。

本案件は、開発協議が必要な案件で、転用許可日は開発協定書の締結日となります。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、2番、今渡をお願いします。

熊 澤 委 員

推進委員1番の熊澤が受付番号1番、2番の案件について報告します。

受付番号1番は、今渡地区センター北にある農地で、一般個人住宅を建築するための転用申請です。周囲に農地は無く、転用されても問題ないと思います。

受付番号2番は、今渡の大清水区画整理地内にある農地で、父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築する申請です。周囲に農地は無く問題ないと思います。

許可前に工事に着手していたため、始末書が提出されています。

議 長

受付番号3番、川合北をお願いします。

大 澤 委 員

農業委員2番の大澤が受付番号3番の案件について報告します。

議 長 中 村 委 員	<p>受付番号 3 番は、川合土地区画整理事業内の農地に 3 棟の分譲住宅を建築する申請です。区画整理事業内であり、周囲に農地もありませんので、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 4 番から 6 番、下恵土お願いします。</p> <p>農業委員 3 番の中村が受付番号 4 番から 6 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 4 番は、下恵土地内の農地で周囲に農地は無く、転用されても、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 5 番は、下恵土地内の農地で周囲に農地は無く、隣接者が個人住宅の駐車場、庭として整備され利用されます。転用されても、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 6 番は、受付番号 5 番の隣接地で、自宅への進入路として利用されます。農地への影響はなく、転用されても、問題ないと思います。</p>
議 長 佐 橋 委 員	<p>受付番号 7 番、土田お願いします。</p> <p>推進委員 2 番の佐橋が受付番号 7 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 7 番は、土田地内にあります、花き販売施設東の土地で、周囲が建売住宅化された土地に隣接する農地を 1 区画に宅地分譲される申請です。雨水排水、上下水道とも一体利用地を通して北側市道へ接続できますので、転用については、問題ないと思います。</p>
議 長 奥村(廣) 委 員	<p>受付番号 8 番、9 番、矢戸お願いします。</p> <p>推進委員 4 番の奥村が受付番号 8 番、9 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 8 番は、矢戸地内春里地区センター北東にある農地で、妻の父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築する申請です。周囲は市道と父が所有する農地、宅地であり転用されても、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 9 番は、矢戸地内日本ランド、美里ヶ丘団地への進入路近くの農地に 2 棟の分譲住宅を建築する申請です。接道する市道に上下水道とも整備されており、雨水は道路側溝への排水で転用されても、問題ないと思います。</p>
議 長 飯 田 委 員	<p>受付番号 10 番、下切お願いします。</p> <p>推進委員 5 番の飯田が受付番号 10 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 10 番は、下切地内の JR 下切駅近くの農地で、2 棟の分譲住宅を建築する申請です。周囲は宅地化が進んでいる地域で、転用については、問題ないと思います。</p> <p>雨水排水について、接道する市道に側溝が無いため浸透柵を設け、自然浸透としていますが、隣接する農地に影響が出る可能性があるため、協議をお願いします。</p>
議 長 鈴 木 委 員	<p>受付番号 11 番、羽崎お願いします。</p> <p>推進委員 6 番の鈴木が受付番号 11 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 11 番は、羽崎地内羽崎郵便局近くの土地改良区域内の農地で、農振除外された祖父の所有地に使用貸借権を設定して一般個人住宅を建築する申請です。上下水道とも整備されており、雨水排水は土地改良区排水路で水路管理者の同意、土地改良区の同意もあり、隣地所有者への説明も済んでおり、問題ないと思います。</p>
議 長 栗 本 委 員	<p>受付番号 12 番、平貝戸お願いします。</p> <p>農業委員 12 番の栗本が受付番号 12 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 12 番は、平貝戸地内名鉄明智駅近くの土地改良区域内の農地で、農振除外され 6 区画に宅地分譲する申請です。</p>

都市計画法による開発協議をして事業を進められるため、問題ないと思います。
 土地改良区の同意はありますが、周辺の開発と同様な施工対応をお願いしたいです。
 受付番号 15 番、土田お願いします。
 推進委員 2 番の佐橋が受付番号 15 番の案件について報告します。
 受付番号 15 番は、土田井之鼻地内の愛知用水管理道路に面した農地に一般個人住宅を
 建築する転用申請です。給水や排水先に関して多くの問題が在りましたが、今回解決でき
 たため申請され、現地確認もできましたので、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 16 番、塩お願いします。
 農業委員 6 番の若尾が受付番号 16 番の案件について報告します。
 受付番号 16 番は、塩地内の農地で、4 区画に宅地分譲する転用申請です。
 上下水道とも整備されており、雨水は道路側溝への排水で都市計画法による開発協議が
 なされるため、転用されても、問題ないと思います。

只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございません
 か。
 地元委員からの報告で、受付番号 10 番、下切の案件での雨水浸透柵の件と受付番号 12
 番、平貝戸の案件での土地改良区の管理エリアの施工対応について、事務局の回答等をお
 願います。

受付番号 10 番、下切の案件での雨水浸透柵ですが、提出の図面では、60 cm のマンホー
 ルを設置して、自然浸透する施工となっています。事業者は 60 cm のマンホールで大丈夫
 か確認したうえで許可を出したいと思います。
 受付番号 12 番の平貝戸での案件については、周辺の開発と同様に張りコンクリート等
 の施工をするとなっております。

施工後の確認は誰がするのですか。
 開発協議が必要な案件であるため、市の担当課が確認検査を実施します。
 浸透柵以外の方法で雨水排水を処理する指導はできないか。
 雨水排水を処理する方法として、浸透柵を否定することはできませんが、他の方法につ
 いても検討して貰うよう提案はできます。

北側に土地改良区の排水路があるが、下切地区は排水許可をしていないのか。
 土地改良区の同意書には、排水接続時には申請書を提出して承認を得てくださいと記載
 してあります。

雨水排水の処理方法として、土地改良区の排水路へ排水する事も選択肢として業者へ指
 導してください。

雨水排水の処理方法について、再検討ができないか話をします。
 他に何かご意見、ご質問はございませんか。
【意見・質疑なし】
 ご意見もないようですのでお諮りいたします。
 議案第 17 号、受付番号 1 番から 12 番及び 15 番、16 番について、それぞれ原案のとおり
 許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
【異議なしの声多数】

議 長	異議ないものと認め、議案第 17 号、受付番号 1 番から 12 番及 15 番、16 番について、それぞれ原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。
議 長	続きます。日程第 5、議案第 18 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。 なお、受付番号 2 番の案件は、申請取下げとなっています。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第 5、議案第 18 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について説明します。 今月の申請は、5 件です。 受付番号 1 番は、土田の方が所有する土田地内の畑です。 該当農地は、昭和 56 年頃に倉庫を建築し、現在に至るとのことです。 受付番号 2 番は、申請取下げとなっています。 受付番号 3 番は、東帷子の方が所有する帷子新町二丁目地内の畑です。 該当農地は、平成 8 年 12 月頃から貸駐車場として利用し、現在に至るとのことです。 受付番号 4 番は、今の方が所有する今地内の畑です。 該当農地は、平成 5 年頃まで甘藷、小麦などを栽培していましたが、平成 5 年以降に山林化し、現在に至るとのことです。 受付番号 5 番は、大森の方が所有する大森地内の畑と田です。 該当農地は、昭和 19 年頃から山林原野化し、現在に至るとのことです。 受付番号 6 番は、久々利の方が所有する久々利地内の畑です。 該当農地は、平成 24 年頃まで野菜を栽培していましたが、平成 30 年頃から山林化し、現在に至るとのことです。
議 長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言を求めます。 受付番号 1 番、土田お願いします。
佐 橋 委 員	推進委員 2 番の佐橋が、受付番号 1 番の案件について報告します。 受付番号 1 番は、昭和 56 年頃から農業用倉庫が建築されており、非農地として問題ないと思います。
議 長	受付番号 3 番、帷子お願いします。
勝 野 委 員	推進委員 3 番の勝野が、受付番号 3 番の案件について報告します。 平成 8 年 12 月頃から貸駐車場として利用されており、非農地として問題ないと思います。
議 長	受付番号 4 番、今お願いします。
飯 田 委 員	推進委員 5 番の飯田が、受付番号 4 番の案件について報告します。 平成 5 年頃から山林化しており、非農地として問題ないと思います。
議 長	受付番号 5 番、大森お願いします。
奥村(松) 委 員	推進委員 7 番の奥村が、受付番号 5 番の案件について報告します。 昭和 19 年頃から山林原野化しており、非農地として問題ないと思います。
議 長	受付番号 6 番、久々利お願いします。
奥村(富) 委 員	農業委員 11 番の奥村が、受付番号 6 番の案件について報告します。

議 長 平成 30 年頃から山林化しており、非農地として問題ないと思います。

中 村 委 員 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はござい
事 務 局 せんか。

大 澤 委 員 受付番号 1 番、3 番は非農地証明ではなく、転用申請をさせる案件ではないか。

中 村 委 員 両案件とも、公的証明で農地以外になって 20 年以上が経過していることが確認できた
事 務 局 ので、非農地証明として申請を受付けています。

大 澤 委 員 農業委員の勉強会で、非農地証明の判断について、農地以外となって 20 年以上が経過
中 村 委 員 していることが判断基準として聞いている。20 年が経過していない場合は、農地転用申
事 務 局 請を提出させて、処理していると聞いている。

中 村 委 員 非農地判断の 20 年については、理解しました。今後は、違反転用案件について、早期
事 務 局 に発見して是正させる方法を考える必要があるのではないかと。

中 村 委 員 遊休農地調査などで農地の現況確認等をお願いしていますが、今後も事務局、委員みな
事 務 局 さんのパトロールなどで、早期に違反転用案件を見つけて是正、指導を行いますので、協
力をお願いします。

中 村 委 員 タブレットを利用した、遊休農地調査やパトロールが実施できれば、早く発見できるの
で、早期の利用実施をお願いいたします。

議 長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。

議 員 【意見・質疑なし】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議 員 議案第 18 号受付番号 1 番及び 3 番から 6 番について、原案のとおり承認することにご
異議ございませんか。

議 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 18 号受付番号 1 番及び 3 番から 6 番について、原案のと
おり承認することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 6、議案第 19 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に
よる農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

受付番号 1 番から 6 番については、私が当事者となりますので、農業委員会法等に関する
法律第 31 条の規定する議案審議参与制限により審議に加わることができません。した
が、いまして、受付番号 1 番から 6 番を職務代理の大澤委員に議長をしていただきまして、
その後を通常に私が議事を進行していきます。

それでは、退席、移動をします。

(菱川幸夫委員 退席 職務代理 大澤正幸委員 議長席へ着座)

職 務 代 理 職務代理の 2 番委員大澤です。会長に代わり議長を務めさせていただきます。

議案第 19 号、受付番号 1 番から 6 番を議題とします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第 6、議案第 19 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画について説明します。

今月の申請は、7 件です。

最初に受付番号1番から6番の案件について説明いたします。

同じ方が借人となりますので、併せて説明をします。

今渡の方外5名と今渡の方との間で再設定での貸借権の設定です。

今渡と土田地区内の該当農地について、令和8年4月までの3年間利用集積を図るものです。

職務代理 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

職務代理 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第19号、受付番号1番から6番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

職務代理 異議ないものと認め、議案第19号、受付番号1番から6番について、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

職務代理 それでは、菱川幸夫委員の議事参加を認めます。

(職務代理 大澤正幸委員 自席へ移動 菱川幸夫委員 入室し議長席に着座)

議長 続きまして、議案第19号、受付番号7番を議題とします。

議案第19号、受付番号7番の案件は、農業委員9番の奥村武司委員が関係者であり、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議案審議参与制限により審議に加わることができないため、退席を求めます。

(奥村武司委員 退席)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 受付番号7番は、羽崎の方と二野の法人との間での新規の使用貸借権の設定です。

羽崎地区内の該当農地について、令和6年4月までの1年間利用集積を図るものです

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

玉木委員 この案件は、設定期間が1年間ですが、理由はありますか。

事務局 当事者間の話し合いで、1年間になったと思われれます。

議長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第19号、受付番号7番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第19号、受付番号7番について、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

それでは、奥村武司委員の議事参加を認めます。

(奥村武司委員 着席)

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の3月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数3件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の3月届出分です。

届出はありませんでした。

3. 農業用施設の届出書の3月届出分です。

届出はありませんでした。

4. 3月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

4件の届出がありました。

田 1筆 101.00 m² 畑 10筆 4,508.00 m² 合計 11筆 4,609.00 m²

5. 農地等の利用の最適化の推進のに関する指針の改定について

6. 令和5年度最適化活動の目標の設定について

資料により5.6を併せて説明

7. 次期農業委員・推進委員の募集について

資料により説明

8. 今後の日程について説明します。

今回の現地確認は4月27日の木曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和5年第5回農業委員会総会は、令和5年5月2日火曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

その他として令和5年度可児市農地転用等のスケジュール表で日程変更の説明

議長 これをもちまして、令和5年第4回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。